

わくわく西の城
指定管理者募集要項

(令和5年度～令和7年度)

神崎町まちづくり課

令和5年1月

わくわく西の城指定管理者募集要項

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	3
2	募集の概要	3
	(1) 対象施設	
	(2) 指定の期間	
	(3) 指定管理者の募集及び選定方法	
	(4) 選考結果の通知	
	(5) 協定の締結	
	(6) 提出及び問い合わせ先	
3	指定を行う施設の概要	3
	(1) 施設の目的	
	(2) 対象施設の概要	
4	指定管理者が行う業務の範囲	4
	(1) 施設の目的を達成するために必要な業務	
	(2) 施設等の管理運営に関する業務	
	(3) その他の業務	
5	指定管理者が行う施設の管理運営基準	5
	(1) 管理運営の基本方針	
	(2) 使用時間及び休館日	
	(3) 管理運営に必要な人員等	
6	指定管理業務に要する経費	6
	(1) 指定管理料の算定に含まれるもの	
	(2) 指定管理料の支払	
	(3) 経費の区分	
7	応募資格及び応募書類	6
	(1) 応募者	
	(2) 応募に必要な資格	
	(3) 応募書類及び部数	
	(4) 留意事項	
8	応募手続きに関する事項等	8
	(1) 応募手続き	
	(説明会の開催)	
	(2) 選定方法	
	(3) 募集及び選定スケジュール	
9	指定管理者の選定結果及び協定	8
10	管理を行う公の施設の使用に係る料金	9
11	応募申請の経費	9
12	その他	9

わくわく西の城指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

この要項は、地方自治法第244条の3及び神崎町わくわく西の城の設置管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、神崎町がわくわく西の城の管理運営を行うもの(以下「指定管理者」という。)としてふさわしいと認める団体が申請を行うにあたって必要な事項を定め、広く創意工夫のある提案を募集します。

2 募集の概要

(1) 対象施設

わくわく西の城

(2) 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)までとします。

但し、管理継続が適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(3) 指定管理者の募集及び選定方法

指定管理者の公募は、神崎町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同施行規則に従い、事業計画書等の提示によって実施します。選定については、神崎町公の施設指定管理選考委員会(以下「選考委員会」という。)で事業計画等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとします。

(4) 選考結果の通知

指定管理者の候補者の選考結果通知は、申請書類を提出した応募者すべてに速やかに通知します。

(5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、選定委員会の決定通知を受けた後、町と協議のうえ仮協定を締結するものとします。

議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、包括的事項を定めた協定を締結するものとします。

(6) 提出及び問い合わせ先

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番地

神崎町まちづくり課 企画係

TEL0478-72-2114

FAX0478-72-2110

3 指定を行う施設の概要

(1) 施設の目的

わくわく西の城は、神崎町第5次総合計画に掲げた「生き生きわくわく 人も発酵

するまち こうぎき」の取組として指定緊急避難場所等の防災拠点とするとともに、幅広い年代が楽しめるスポーツ拠点、高齢者福祉や子育て支援等の福祉拠点とするなど有効な利活用を目指しており、誰もが楽しみ利用しやすい施設とすることを目的とする。

(2) 対象施設の概要

- ①施設 わくわく西の城
- ②所在 千葉県香取郡神崎町並木 658 番地
- ③施設構造
 - ・研修棟 鉄筋コンクリート 2 階建て
 - ・宿泊棟 鉄筋コンクリート 3 階建て
 - ・体育館 鉄筋コンクリート 2 階建て
- ④施設面積 建物延床面積 4,574 m² 敷地面積 34,177 m²
- ⑤施設内容

ア. 指定管理対象施設

- a. 研修棟 音楽視聴覚室、講師室、会議室、第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室、美術工芸室、作法室、食堂(厨房)
※その他事務室ほか管理用施設あり
- b. 宿泊棟 大浴場、中浴場、宿泊室 1F 7 室、2F 8 室、3F 8 室
- c. 別棟施設 体育館、陶芸施設
- d. 野外施設 運動場、野外炊飯施設(管理倉庫、屋外便所含)
- e. 西の城貝塚

- ⑥施設図面 別紙参照

4 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲については次のとおりです。詳細は、わくわく西の城管理運営業務仕様書を参照してください。

(1) 施設の目的を達成するために必要な業務

- ①地域振興・活性化に関すること。
- ②地域情報の発信等に関すること。
- ③生涯学習事業等の企画・実践、情報提供に関すること。
- ④地域の歴史、文化財等の啓蒙普及に関すること。
- ⑤地域福祉の増進に関すること。
- ⑥その他設置目的を達成するために必要な事業等の実施。(自主事業含む)

(2) 施設等の管理運営に関する業務

- ①施設・設備等の維持管理(保守点検含む)、補修、環境整備に関すること。
- ②施設の使用の許可、制限、取消等に関すること。

③使用料等の収受、減免、還付に関すること。

④利用者へのサービス提供に関すること。

(3)その他の業務

①事業計画書、事業報告書の作成

②利用統計の作成

③神崎町との連絡調整

④その他日常業務の調整

5 指定管理者が行う施設の管理運営基準

(1) 管理運営の基本方針

ア. 公の施設として利用者に対し、公平公正な運営及びサービス提供が図られること

イ. 積極的な情報の収集と提供に努め、住民サービスを図ること

エ. 公の施設の適切かつ効率的な運営及び管理を行い、管理に係る経費の縮減が図られること

ウ. 個人情報の保護を徹底すること

オ. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できること

カ. 地域との連携、学校や関係機関・団体等との連携に努め、良好な関係を維持すること

キ. 施設PRに努め、目的を逸脱しない創意工夫のある自主事業が積極的に展開されること

(2) 使用時間及び休館日

①使用時間は、午前9時から午後5時までとしますが、事業等の実施により夜間使用することは可能です。

②休館日は、次のとおりです。

ア. 毎週月曜日

イ. 毎月第2日曜日

ウ. 国民の祝日に関する法律に規定する休日

エ. 年末年始(12月28日から1月4日まで)

(3) 管理運営に必要な人員等

ア. 開館時間内は、施設サービス提供を熟知した職員を常時2名以上必ず配置すること。

イ. 職員には所長1名を配置し、管理運営責任者とすること。

ウ. 事業開催時や時間帯などの繁忙時によって、利用者の安全やサービス低下を招くことがないように指定管理者の裁量で配置人員を増やすこと。

6 指定管理業務に要する経費

本事業では、使用料金制を適用します。使用料金の額は条例で定める範囲内においてあらかじめ指定管理者が町長の承認を得て定めます。

指定管理者は町が支払う指定管理料のほか、使用者が支払う使用料や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。

(1)指定管理料の算定に含まれるもの

- ①設備等保守、維持管理に要する経費(物件費)
- ②管理運営業務に要する経費(人件費)
- ③光熱水費の一部
- ④主催事業に要する経費の一部(自主事業を除く)

(2)指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。なお、支払時期、方法などは協定で定めます。

(3)経費の区分

指定管理業務に係る経費は、その他の業務に係る経費と区分して管理するものとします。

7 応募資格及び応募書類

(1) 応募者

① 応募資格

法人等その他の団体(以下「法人等」という。) ※個人での応募は不可

② 応募者の制限

次に該当する法人等(法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員)は、応募者となることができません。

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に該当する者
- イ. 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当する者
- ウ. 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- エ. 国税、町税を滞納しているもの
- オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律((平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、役員に同法第2条第6項に規定する暴力団員がいる者

カ. 本業務を円滑に遂行できる、安定的にかつ健全な財務能力を有しない者

(2) 応募に必要な資格

以下の資格を有する者を雇用していること。

ア. 甲種防火対象物防火管理者資格

イ. 危険物取扱者資格(第4種第2石油類) (地下燃料タンクを廃止した場合は不要)

ウ. その他主催事業等実施に必要な資格

(3) 応募書類及び部数

神崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第3条に定める下記書類を正本1部、副本(コピー)7部提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

ア. 申請書(様式第1号)

イ. 施設の管理運営業務に係る事業計画書

ウ. 施設の管理運営業務に係る収支予算書

エ. 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

オ. 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)

カ. 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書(法人等が設立して2年を経過していない場合は、設立時から現在まで)

キ. 当該公の施設の管理に関する事務の組織体制及び職員構成

ク. 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降のもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

ケ. 営業許可・認可等の証明書

(4) 留意事項

ア. 接触の禁止

公募開始後、選定委員会委員及び関係職員に対して、本件募集選考についての接触を禁じます。(面接・応募に関する質問等、正当な場合を除く)

イ. 重複提案の禁止

応募1団体(グループ)につき、当該申請提案は1案とします。(複数申請不可)

ウ. 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微修正を除く)

エ. 虚偽の記載をした場合の無効

応募申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ. 応募の辞退

応募を辞退する場合は、速やかに担当課へ文書で提出するものとする。

8 応募手続きに関する事項等

(1) 応募手続き

①募集要項の配布

町ホームページからダウンロードするか、町役場担当課窓口にて配布します。

②募集現地説明会の開催

募集及び施設現地説明を次のとおり開催しますので応募される団体は参加下さい。

【説明会】

ア. 開催日時 随時

イ. 開催場所 まちづくり課隣 第3会議室

エ. 参加人数 各応募団体3名以内

オ. 申込先 問い合わせ先に同じに申し込む

③応募提出書類の受付

ア. 受付期間 令和5年1月30日(月)～令和5年2月10日(金)

イ. 受付場所 問い合わせ先に同じ

(2) 選定方法

①選考委員会の実施

選考委員会において、申請者のプレゼンテーションを実施していただきます。詳細な日時、場所等は応募団体に連絡します。

②審査基準

提案書類をもとに審査基準に沿って、選考委員会の審査を行います。

(3)募集及び選定スケジュール

本件の実施スケジュールは次のとおり予定します。

ア. 募集の告示、要項等の配布(配信) 令和5年1月30日(月)

イ. 説明会開催 募集期間中随時

ウ. 応募申請書の提出期限 令和5年2月10日(金)

エ. 選考会(申請者プレゼンテーション) 令和5年2月14日(火)

オ. 選考結果通知 令和5年2月下旬

カ. 指定管理者候補者承諾書の提出 令和5年2月下旬

キ. 指定管理者との協定締結 令和5年3月上旬

9 指定管理者の選定結果及び協定

(1) 選定結果の通知

選定結果については、全応募団体あてに通知します。(2月中旬予定)

(2) 協定の締結

指定管理者の候補者を選定した後、議会の議決前に承諾書を提出していただき、その後、町と協議を行い、協定を締結します。

10 管理を行う公の施設の使用に係る料金について

わくわく西の城の設置及び管理に関する条例別表参照

11 応募申請の経費

応募申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

12 その他

ア. 指定期間中、施設設備改修等の予定はありません。

イ. 提出書類は必要に応じて複写します。(検討の資料)

なお、提出書類はお返しできません。

【問い合わせ先】

神崎町まちづくり課 企画係 (椿)

TEL0478-72-2114 FAX0478-72-2110

メール: kikaku@town.kozaki.chiba.jp

〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番地